

ベースアップ評価料  
届出機関対象

医療分野※の

福島県

※ 病院、診療所（内科・歯科）  
訪問看護ステーション

# 生産性向上・職場環境整備 補助金



のご案内



令和7年度  
第2回

令和7年

令和8年

申請期間

9月24日(水)～2月27日(金)

※必着

※ 第1回で補助金の上限額に達した医療機関は申請できません。

賃上げ等のための生産性向上の取組を支援し、医療人材の確保・定着を図るため、診療報酬にてベースアップ評価料を算定している医療機関等（※ 病院・診療所（内科・歯科）・訪問看護ステーション）に対して、業務の効率化や職場環境の改善を図る費用を補助します。

## 支給対象

所在地が福島県内にあり、令和7年3月31日までにベースアップ評価料の届出を行った医療機関等

## 申請書類

福島県医療人材対策室のホームページから  
生産性向上・職場環境整備補助金 申請書（様式第1号）等をダウンロード

## 申請方法

以下の3種類の書類を、申請書提出先「福島県医療分野の生産性向上・職場環境整備補助金事務局」まで、郵送で提出ください。

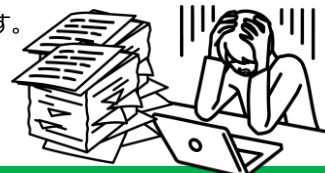
※ 提出先を郵便局留としている都合上、**郵便以外（宅配便等）の提出は受付できません**のでご注意ください。

- ① 支給申請書兼口座振込依頼書（様式第1号）
- ② 補助金の振込先（カタカナ名義・口座番号）が分かる書類（通帳等）の写し
- ③ 生産性向上・職場環境整備等支援事業申請書兼事業実績報告書（別紙様式1）

※ 実績報告を併せて行うため、実績の無い内容については申請できません。

※ 法人単位で申請した場合でも、支給決定通知等は施設単位での通知となります。

補助金額や補助対象については、  
裏面を確認ください。



問い合わせ先  
申請書提出先

福島県医療分野の生産性向上・職場環境整備補助金事務局

〒960-8034 福島県福島市置賜町8-30 福島置賜町郵便局留  
「福島県医療分野の生産性向上・職場環境整備補助金事務局」宛

コールセンター

024-572-6232

（※ 令和8年3月31日まで）（営業時間）平日8:30～17:00

ホームページ

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045d/seisannseikoujou.html>



# 医療分野※の

※ 病院、診療所（医科・歯科）  
訪問看護ステーション

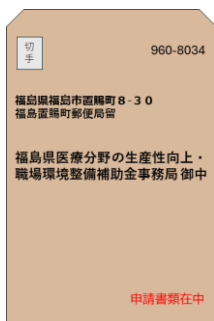
# 生産性向上・職場環境整備 補助金

## 補助金の上限額

①	<b>病院・有床診療所</b> ※ ※許可病床数4床以下は②	許可病床数 × <b>4</b> 万円
②	<b>無床診療所・ 訪問看護ステーション</b>	1施設 × <b>18</b> 万円

## 補助対象となる取組

①	<b>I C T 機器等の導入による業務効率化</b>
	<b>具体例</b> タブレット端末、離床センサー、インカム、WEB会議設備、床ふきロボット、監視カメラ等の業務効率化に資する設備※の導入 ※ 具体的な対象設備の考え方は、申請書作成の手引きの「よくある質問」を確認ください。
②	<b>タスクシフト／シェアによる業務効率化</b>
	<b>具体例</b> 医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェア
③	<b>給付金を活用した更なる賃上げ</b>
	<b>具体例</b> 処遇改善を目的とした、既に雇用している職員※の賃金改善 ※ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療工器具線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゆう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）



交付申請書兼  
口座振込依頼書

カタカナ名義・  
口座番号が分か  
る書類の写し

生産性向上・職場環境整備等支  
援事業申請書兼事業実績報告書

申請書類は3種類（4枚）